



国が設立した  
公的な機関

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害などの  
法的トラブルを解決する道しるべ

# 法テラス青森

日本司法支援センター  
 法テラス  
<http://www.houterasu.or.jp/>

まずはお電話を。日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)

**TEL.0570-078387**

IP電話をご利用されている場合は、050-3383-5552へおかけください。  
営業時間/平日9:00~17:00 〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F

法テラス青森法律事務所

**TEL.050-3383-5554**

〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F

法テラスむつ法律事務所

**TEL.050-3383-0067**

〒035-0073 むつ市中央1-5-1

法テラス鱒ヶ沢法律事務所

**TEL.050-3383-8369**

〒038-2761 鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4  
鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内

法テラス青森の

法的トラブルでお悩みの方々に、法制度に関する情報と、相談機関・団体等相談窓口に関する情報を無料で提供します。

# 情報提供

おなやみなし (法テラス サポートダイヤル) 平日：午前9時～午後9時  
 土曜日：午前9時～午後5時  
 電話 **0570-078374** (法テラス サポートダイヤル) 日時  
 電話 **0570-078387** (法テラス青森) 日時 平日のみ午前9時～午後5時

●面談も行っています(予約優先制)

法テラス青森の

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行います。

# 無料法律相談

電話 **0570-078387** (予約電話番号)

会場	開催曜日	時間	住所	
青森	毎週火・水・木曜日	13:00～15:00	法テラス青森	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F
	毎週土曜日	10:30～12:30	青森県消費生活センター	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5F
弘前	毎週火曜日	13:00～16:00	弘前市市民生活センター	弘前市駅前町9-20 ヒロ口3F
	毎週土曜日	10:30～12:30		
八戸	毎週火曜日	13:00～16:00	八戸市総合福祉会館	八戸市根城8-8-155
	毎週土曜日	10:30～12:30		
五所川原	第1・第2・第3木曜日	13:00～16:00	五所川原市役所	五所川原市布屋町41-1
黒石	第4水曜日	9:30～12:00	黒石市役所	黒石市市ノ町11-1
三沢	第1・第3・第5水曜日	13:00～16:00	三沢市役所	三沢市桜町1-1-38
十和田	第2・第4火曜日	13:00～16:00	十和田市役所	十和田市西十二番町6-1
むつ	第2水曜日	12:30～15:30	むつ市役所	むつ市中央1-8-1

●相談は、予約制です。法テラス青森までお電話ください。 ●相談の内容は、個人の民事・家事・行政に関することです。 ●相談時間は、30分程度です。  
 ●同一問題につき、3回ご利用いただけます。 ●下記の「無料法律相談の資力基準」の条件を満たす方のみ対象となります。

## 無料法律相談の資力基準

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入又は資産を加算した額で判断します。

### ① 収入等が一定額以下であること

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は右のとおりです。

※5人家族以上は、1人増につき30,000円加算されます。  
 ※医療費、教育費等の出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に右記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

### ② 保有財産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、右の基準を満たすことが必要です。

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

次のような場所でも無料法律相談を受けることができます！

- 相談登録弁護士・司法書士事務所 ▶相談登録弁護士・司法書士は、法テラス青森のホームページに掲載しています。
- 出張相談 ▶65歳以上の高齢者、重度または中度の障害、病気などにより相談場所に来ることができない方。(出張できない場合もあります。)

法テラス青森の

法律相談を受けたのち、必要に応じて、弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。

# 弁護士・司法書士費用の立替え

- 立替制度を利用するためには、①資力(収入及び資産)、②勝訴の見込み、③民事法律扶助の趣旨について、審査を受ける必要があります(審査の結果、立替えを利用いただけない場合があります。)
- 立替金は、原則として、毎月5,000円～10,000円ずつ分割で法テラスに返済いただけます。
- 事件が終了すると、事件の結果を考慮して、弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。
- 生活保護を受給している等の場合、立替費用の償還を猶予・免除できる場合があります。

お問い合わせ先

日本司法支援センター(法テラス)は、「総合法律支援法」にもとづいて国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター青森地方事務所(法テラス青森)  
 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F ☎0570-078387

詳しくはホームページをご覧ください。  
<http://www.houterasu.or.jp/aomori/>

令和4年6月発行